

25. 海上労働システム規則及び関連実施要領における改正点の解説 (海上労働条約 2022 年改正)

1. はじめに

2024 年 12 月 20 日付一部改正により改正されている海上労働システム規則及び関連実施要領中、海上労働条約 2022 年改正に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 12 月 23 日から適用される。

2. 改正の背景

ILO 第 4 回特別三者委員会 (STC) 第 2 部会合 (2022 年 5 月 5 日～13 日) において、海上労働条約に関する改正案が最終化され、ILO 第 110 回総会 (2022 年 5 月 27 日～6 月 11 日) において、同改正案が承認され、2024 年 12 月 23 日に発効される。

このため、同改正案の中で船舶所有者に課せられる要件を取入れるべく、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) レクリエーション用の設備の一つとして、社会的なつながり (social connectivity) を含める旨、関連要件を加えた。
- (2) 食料及び飲料水は、雇用期間中無料で提供され、かつ、バランスのとれた食料を提供するよう、関連要件を改めた。
- (3) 提供される食料及び飲料水の量、栄養価、品質及び多様性について、船長による船上での文書による検査が要求される旨、関連規定を改めた。
- (4) すべての船員に適切なサイズの個人用保護具を提供するよう、関連要件を改めた。
- (5) 船員の送還並びに疾病、負傷又は死亡に関する金銭上の保証の証明書の記載要件を改めた。